

市立文化施設（ベガ・ホール、ソリオホール）及び宝塚文化創造館の指定管理者選定について

1 公募による選定

宝塚市立文化施設（以下「文化施設」という。）及び宝塚市立宝塚文化創造館（宝塚音楽学校旧校舎）（以下「文化創造館」という。）の指定管理者については、従来から非公募の扱いで宝塚市文化財団（以下「財団」という。）を選定してきた。

直近の平成21年度から5年間における文化施設での選定の際には、本市の文化芸術施策の展開と事業の継続性、また、財団の持つ役割やさらなる育成の視点を主な理由に、非公募としたところである。

今回、現在の指定期間が平成26年3月末で満了することに伴い、改めて指定管理者を選定するにあたり、指定管理者制度の本来目的である、さらなる市民サービスの質の向上と運営の効率化を目指していくため、各施設の条例が定めているとおり公募による選定を行う。

2 一括運営による効率化

宝塚文化の創造を総合的に推進するとともに、一体運営により効率化を図る観点から、文化施設と文化創造館を一括して募集する。なお、今回の指定期間は、平成26年度から5年間とする。

3 財団についての判断

財団は、現在の文化施設の指定管理期間の開始後、平成22年度から5か年にわたる「中期振興ビジョン」を策定した。その中で示された5項目の基本方針の実現を目指して、地域文化の振興という視点に立った取組を展開する一方、事業の見直しや経費の圧縮などを行ってきた。

この結果、財団の育成が一定図られたものと判断する。

4 今後の方向性

初めての公募であることから、応募状況や今後の実績評価、また、本市の文化行政の方向性などを踏まえ、次回の選定時までには、再度、検証を行い、必要な措置を講じる。

〔参考①〕 これまでの選定

文化施設（ベガ・ホール、ソリオホール）は、平成18年度から2年間、平成20年度の1年間及び、平成21年度から5年間、文化創造館については平成23年度から3年間、それぞれ非公募により財団を指定管理者と定め、管理運営を行ってきた。

〔参考②〕 宝塚市文化財団「中期振興ビジョン」に掲げる基本方針の5項目

- ・ 生活の中に質の高い文化を楽しむまちづくりの推進
- ・ 都市間、地域間交流など市民参画型の新たな事業の創出
- ・ 地域での芸術文化活動の支援（市民文化プロデューサーや指導者（リーダー）などの人材育成、地域との連携事業など）
- ・ 芸術文化団体等との協力関係の強化
- ・ 「宝塚ならではの」の芸術文化の創造と発信

〔参考③〕 議会での附帯決議

平成21年度から5年間の指定管理者選定の際、議会の審議では、「本来、指定管理者制度を導入する意義は、民間によるノウハウを活用し、効率的な運営を期待するものであり、文化施設ではあるが、そのメリットを受けられるようにする必要がある」ことから、「市は、次回の指定管理者選定時には、公募による選定を行うことを検討すべきである。」と、産業建設常任委員会において附帯決議がなされている。

部長	室長	課長	副課長	係長	係

作成日 平成25年(2013年) 5月 31日

作成者 (所属) 国際文化 課

平成24年度 施設管理運営事業評価票

1 評価対象施設

公の施設の名称	宝塚市立文化施設(ベガ・ホール、ソリオホール)					
所在地	清荒神1丁目2番18号、栄町2丁目1番1号					
指定管理者	団体名	公益財団法人宝塚市文化財団		指定期間	開始日	平成 21年 4月 1日
	所在地	栄町2丁目1番1号			終了日	平成 26年 3月 31日
選定方法	非公募			評価実施年	指定期間 5年のうち 4年目	
施設設置目的	宝塚市民の芸術及び文化の向上に寄与するため、宝塚市立文化施設を設置する。					
主な実施事業	(1) 芸術及び文化活動のため、施設をその利用に供すること。 (2) 芸術及び文化の振興に関すること。 (3) 芸術及び文化活動の育成に関すること。 (4) 芸術及び文化に関する情報の収集及び提供に関すること。 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事業					

2 利用状況(目標と実績)

成果指標(例)	単位	目標	H21	目標	H22	目標	H23	目標	H24	21と24の対比	
a 利用件数	件	4097	4266	4302	4541	4650	4768	5000	4941	—	675
b 稼働率	%	—	38.1	—	43.1	—	43.6	—	44.4	—	6.3
c 事業参加者数	人	—	41,590	—	43,600	—	42,544	—	46,254	—	4664
d											
e											

3 指定管理業務にかかる収支状況

(単位:千円)

区 分		平成21年度決算	平成22年度決算	平成23年度決算	平成24年度決算	平成25年度予算
収入計	A	278,952	268,292	270,729	263,924	279,233
指定管理料		177,984	177,104	177,104	173,592	178,732
利用料収入	C	61,055	58,448	58,054	58,500	59,580
自主事業収入		18,342	18,242	16,877	17,473	15,952
その他		21,571	14,498	18,694	14,359	24,969
支出計	B	278,510	266,761	264,659	257,280	279,233
指定事業費		253,119	238,135	241,035	232,800	252,838
内、人件費	D	75,960	80,515	81,983	86,198	86,278
内、再委託料	E	59,991	58,013	56,499	53,568	59,678
自主事業費		25,391	28,626	23,624	24,480	26,395
事業収支	A-B	442	1,531	6,070	6,644	0
利用料金比率	C/A	21.9%	21.8%	21.4%	22.2%	21.3%
人件費率	D/B	27.3%	30.2%	31.0%	33.5%	30.9%
再委託費比率	E/B	21.5%	21.7%	21.3%	20.8%	21.4%

・「支出」欄「指定事業費」は、代表的な内訳を取り上げているため合計額とはならない。

・着色セルは、自動計算としている。

・事業費は、当該年度及び過年度決算を記入する。また、最右欄には、次年度予算を掲載する。

○補足説明 出向市職員数 20~21年度/再任用2 22~24年度/再任用1 25年度~/再任用2

(必要に応じて記述) 24年度年度決算については、消費税の会計処理は税抜方式を取っている。なお、23年度までの税込方式の決算と整合性を取るため、納税した消費税額は支出として指定事業費に計上している。

4 評価

注)自己評価・・・指定管理者 所管評価・・・施設所管課

評価項目	評価基準	自己評価	所管評価	
①サービスの履行の確認	人員体制	事業計画に即し、人員を過不足なく配置している。 必要な資格、経験を有する人員が確保されている。	B B	A B
	外部委託	事業計画に即し、計画的に研修等を実施している。 外部委託の内容は、事前に市の承認を受けており適切である。	B A	B A
	法令遵守等	外部委託業者に対して協定書等を遵守させている。	A	A
	個人情報保護	法令、条例等に基づき、必要な点検、報告等を行っている。	A	A
	情報公開	個人情報保護に関する法令を遵守しているか。 個人情報の漏洩、滅失等の事故防止対策を講じている。	A	A
	管理記録	情報公開に関する法令や条例に準拠した運用がなされているか。 協定書に従い、情報を適切に管理し、公表している。	A	A
	連絡調整	業務日誌等を適切に整備、保管している。	A	A
	緊急対応	点検、修繕等の履歴が適切に記録、保管されている。	A	A
	財務状況	協定書等に従い、各種報告書を市に提出している。	A	A
	《 総括 》	市、関係団体等との連絡調整を適切に行っている。	A	A
②サービスの質の評価	施設管理	事故、災害等の緊急時の連絡体制が整備されている。	A	A
	利用者対応	緊急時のマニュアルが整備され、定期的に訓練を行っている。	B	B
	事業運営	緊急時又は危険予測時、直ちに措置を講じ、市に報告を行った。	A	A
	維持管理	団体の財務状況は、業務の継続が可能な状態である。	A	A
	環境配慮	《 業務の実施体制 》に関する評価 【標準18項目】	A	A
	広報活動	協定書に従い、開館日、閉館時間等を遵守している。	A	A
	苦情等対応	事故防止及び安全確保のために必要な対策を講じている。	A	A
	利用者アンケート	利用許可、案内等を迅速かつ適切に行っている。	A	A
	利用状況	利用者に対して設備、備品等を適切に提供している。	A	A
	《 総括 》	言葉使い、態度、服装等接遇が適切である。	A	A
③安定性	事業運営	事業計画に即し、受託事業を実施している。	A	A
	維持管理	施設の目的に添った自主事業を実施している。	A	A
	環境配慮	事業内容がサービス水準の向上に寄与している。	A	A
	広報活動	仕様書等に従い、清掃、警備、衛生管理を適切に行っている。	A	A
所見 (成果、課題等)	維持管理	仕様書等に従い、施設や設備の保守管理を行っている。	A	A
	環境配慮	備品台帳に基づき、備品を適切に管理している。	A	A
	広報活動	協定書等に従い、適切に修繕を行っている。	A	A
	苦情等対応	省エネルギー、省資源等環境への配慮がなされている。	A	A
前年評価	広報活動	事業の開催案内、ホームページの管理等を適切に行っている。	A	A
	苦情等対応	要望、苦情等に対して迅速かつ適切に対応している。	A	A
	利用者アンケート	要望、苦情等を整理し、遅滞なく市に報告している。	A	A
	利用状況	利用者アンケート調査を実施し、その結果が妥当である。	A	A
総合評価	利用状況	利用者数、稼働率等は、目標に対し妥当な水準である。	A	A
	《 総括 》	「業務の内容・水準」に関する評価 【標準18項目】	A	A
	経理事務	専用の口座、帳簿等を備え適切に経理事務を行っている。	A	A
	予算執行	収支予算書の範囲内で適正に予算を執行している。	A	A
※評価区分	経費縮減	経費が縮減され、又は縮減に向けた努力を行っている。	A	A
	収支状況	収支予算書と比較して、収支状況は妥当である。	A	A
	《 総括 》	「経費の収支等」に関する評価 【標準4項目】	A	A
	所見 (成果、課題等)	(自己評価) ベガ・ホール、ソリオホールそれぞれの施設の特徴を活かしつつ、一元管理することでコスト削減を図っている。 施設の管理運営、施設における芸術公演等の実施にあたっては、常時来場者・利用者アンケートを取り、意見を反映させるなど協定書に従い運営を行なった。その結果、利用者からも高評価を得ている。平成24年4月に公益財団法人へ移行し、法令に従った適切な会計処理を行っている。学校コンサートや市民参加を目的とした自主事業を多く行うことで次世代育成や文化施設及び市の活性化に貢献している、今後は施設の管理運営・事業実施をさらに充実させるため、人材育成と計画的な職員研修につとめる。 (所管評価) 当該指定管理者は、本市における芸術文化振興の全般を熟知し、芸術文化事業の経験も豊富であることや市内の各芸術・文化団体との間に育まれてきた信頼関係を実績として、当該施設の指定管理に当たっており、全体として期待以上の取り組みがなされた。また、指定管理者制度の導入以前から当該施設の管理を受託してきているため、施設の運営方法も熟知しており管理運営を円滑に行っている。施設の管理運営、事業展開、そのほかの取り組みいずれも期待を上回るものであり、高く評価できるものとするが、今後も、なお一層の努力を期待するものです。		
前年評価	A	総合評価	A	

※評価区分

評価基準:	A (優良) = 協定書、仕様書等を遵守し、要求水準よりも優れている。
	B (良好) = 協定書、仕様書等を遵守し、要求水準を概ね満たしている。
	C (要改善) = 協定書、仕様書等に定める要求水準を満足していない。
《総括》:	A (優良) = 評価基準項目が全てB以上であり、かつAが過半数である。
	B (良好) = 優良、要改善以外の評価
	C (要改善) = 評価基準にCが1つでも含まれる。
総合評価:	A (優良) = 自己評価、所管評価の《総括》にCが含まれず、かつAが4つ以上ある。
	B (良好) = 優良、要改善以外の評価
	C (要改善) = 自己評価、所管評価の《総括》にCが2つ以上含まれる。

部長	室長	課長	副課長	係長	係

作成日 平成25年(2013年) 5月31日

作成者 (所属) 国際文化 課

平成24年度 施設管理運営事業評価票

1 評価対象施設

公の施設の名称	宝塚市立宝塚文化創造館(宝塚音楽学校旧校舎)						
所在地	武庫川町6番12号						
指定管理者	団体名	財団法人宝塚市文化振興財団		指定期間	開始日	平成 23年 4月 1日	
	所在地	栄町2丁目1番1号			終了日	平成 26年 3月 31日	
選定方法	非公募			評価実施年	指定期間		3年のうち 2年目
施設設置目的	宝塚音楽学校旧校舎を歴史的建造物として保存し、宝塚歌劇が生み出した文化を礎とする舞台芸術を中心とした新たな文化活動の振興並びに新たな魅力づくりによる集客及び交流を図るため、宝塚市立宝塚文化創造館(宝塚音楽学校旧校舎)を設置する。						
主な実施事業	(1)舞台芸術を中心とした文化活動の公演の開催に関すること。 (2)舞台芸術を中心とした文化活動に関する講演会、研修会等の開催に関すること。 (3)舞台芸術を中心とした文化活動のため、施設をその利用に供すること。 (4)舞台芸術を中心とした文化活動に携わる人材の育成に関すること。 (5)宝塚歌劇が生み出した文化及び宝塚音楽学校の歴史に関する情報の提供に関すること。 (6)前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事業。						

2 利用状況(目標と実績)

成果指標(例)	単位	目標	H21	目標	H22	目標	H23	目標	H24	23と24の対比
a 利用件数	件	—	—	—	—	—	265	500	699	— 434
b 稼働率	%	—	—	—	—	—	18.4	—	29.2	— 10.8
c 事業参加者数	人	—	—	—	—	—	2358	—	3243	— 885
d 展示室来館者	人	—	—	—	—	—	4698	5400	6190	— 1492

3 指定管理業務にかかる収支状況

(単位:千円)

区 分	平成21年度決算	平成22年度決算	平成23年度決算	平成24年度決算	平成25年度予算	
収入計 A				30,228	37,490	42,190
指定管理料				23,900	21,554	22,632
利用料収入 C				4,810	13,280	11,580
自主事業収入				0	0	0
その他				1,518	2,656	7,978
支出計 B				29,970	37,723	42,190
指定事業費				29,970	37,723	42,190
内、人件費 D				14,518	14,700	15,737
内、再委託料 E				4,963	12,173	9,508
自主事業費				0	0	0
事業収支 A-B				258	△ 233	0
利用料金比率 C/A				15.9%	35.4%	27.4%
人件費率 D/B				48.4%	39.0%	37.3%
再委託費比率 E/B				16.6%	32.3%	22.5%

・「支出」欄「指定事業費」は、代表的な内訳を取り上げているため合計額とはならない。

・着色セルは、自動計算としている。

・事業費は、当該年度及び過年度決算を記入する。また、最右欄には、次年度予算を掲載する。

○補足説明 (必要に応じて記述) 24年度決算については、消費税の会計処理は税抜方式を取っている。なお、23年度までの税込方式の決算と整合性を取るため、納税した消費税額は支出として指定事業費に計上している。

評価項目	評価基準	自己評価	所管評価	
① サービスの履行の確認	人員体制	事業計画に即し、人員を過不足なく配置している。 必要な資格、経験を有する人員が確保されている。 事業計画に即し、計画的に研修等を実施している。	B	B
	外部委託	外部委託の内容は、事前に市の承認を受けており適切である。 外部委託業者に対して協定書等を遵守させている。	A	A
	法令遵守等	法令、条例等に基づき、必要な点検、報告等を行っている。	A	A
	個人情報保護	個人情報保護に関する法令を遵守しているか。 個人情報の漏洩、滅失等の事故防止対策を講じている。	A	A
	情報公開	情報公開に関する法令や条例に準拠した運用がなされているか。 協定書に従い、情報を適切に管理し、公表している。	A	A
	管理記録	業務日誌等を適切に整備、保管している。 点検、修繕等の履歴が適切に記録、保管されている。	A	A
	連絡調整	協定書等に従い、各種報告書を市に提出している。 市、関係団体等との連絡調整を適切に行っている。	A	A
	緊急対応	事故、災害等の緊急時の連絡体制が整備されている。 緊急時のマニュアルが整備され、定期的に訓練を行っている。 緊急時又は危険予測時、直ちに措置を講じ、市に報告を行った。	B	B
	財務状況	団体の財務状況は、業務の継続が可能な状態である。	A	A
	《 総括 》	「業務の実施体制」に関する評価 【標準18項目】	A	A
② サービスの質の評価	施設管理	協定書に従い、開館日、閉館時間等を遵守している。 事故防止及び安全確保のために必要な対策を講じている。	A	B
	利用者対応	利用許可、案内等を迅速かつ適切に行っている。 利用者に対して設備、備品等を適切に提供している。 言葉使い、態度、服装等接遇が適切である。	A	A
	事業運営	事業計画に即し、受託事業を実施している。 施設の目的に添った自主事業を実施している。 事業内容がサービス水準の向上に寄与している。	A	A
	維持管理	仕様書等に従い、清掃、警備、衛生管理を適切に行っている。 仕様書等に従い、施設や設備の保守管理を行っている。 備品台帳に基づき、備品を適切に管理している。 協定書等に従い、適切に修繕を行っている。	A	A
	環境配慮	省エネルギー、省資源等環境への配慮がなされている。	A	A
	広報活動	事業の開催案内、ホームページの管理等を適切に行っている。	A	A
	苦情等対応	要望、苦情等に対して迅速かつ適切に対応している。 要望、苦情等を整理し、遅滞なく市に報告している。	A	A
	利用者アンケート	利用者アンケート調査を実施し、その結果が妥当である。	A	A
	利用状況	利用者数、稼働率等は、目標に対し妥当な水準である。	A	B
	《 総括 》	「業務の内容・水準」に関する評価 【標準18項目】	A	A
③ 安定性	経理事務	専用の口座、帳簿等を備え適切に経理事務を行っている。	A	A
	予算執行	収支予算書の範囲内で適正に予算を執行している。	A	A
	経費縮減	経費が縮減され、又は縮減に向けた努力を行っている。	A	A
	収支状況	収支予算書と比較して、収支状況は妥当である。	A	A
《 総括 》	「経費の収支等」に関する評価 【標準4項目】	A	A	
所見 (成果、課題等)	<p>(自己評価) 歌劇の学び舎であった歴史的価値、特徴を活かしつつ他の文化施設(ベガ・ホール、ソリオホール)と一元管理することでコスト削減を図っている。特に文化事業の企画や実施にかかる人員については他の文化施設と連携して実施し、効率的な運用を図っている。宝塚歌劇団など関係者とも密に連絡を取り、宝塚にふさわしい地域に密着した文化事業や企画展示などを行っている。また、多くのメディアへの広報、取材対応を行うことで市や施設の知名度アップ、地域の活性化に貢献している。なお、利用状況については、昨年度の経験をもとに運営の工夫と広報を実施。その結果、施設利用件数は倍増し、展示室も目標を超える来場者数となった。今後より多くの方に文化創造館を利用いただけるよう、運営努力を行っていく。</p> <p>(所管評価) 指定期間も2年目に入り、当該施設の管理運営も定着、設置目的に合致した事業展開への取り組みは高評価に値する。また、引き続き効率的なコスト削減に取り組み、想像以上の成果をあげている。今後、なお一層の施設利用と来館者の増加を期待します。</p>			
前年評価	A	総合評価	A	

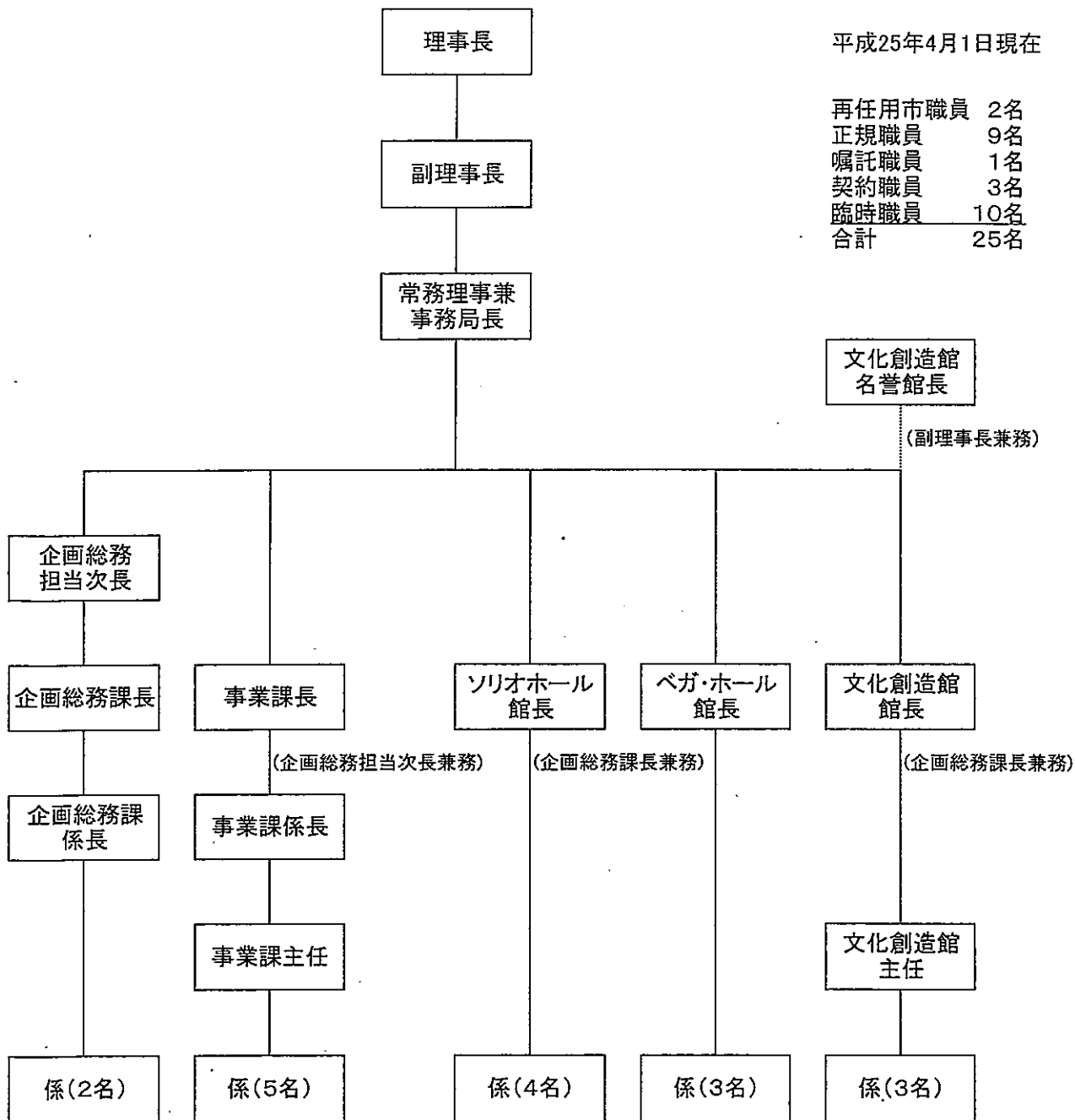
※評価区分

評価基準:	A (優良) = 協定書、仕様書等を遵守し、要求水準よりも優れている。
	B (良好) = 協定書、仕様書等を遵守し、要求水準を概ね満たしている。
	C (要改善) = 協定書、仕様書等に定める要求水準を満足していない。
《総括》:	A (優良) = 評価基準項目が全てB以上であり、かつAが過半数である。
	B (良好) = 優良、要改善以外の評価
	C (要改善) = 評価基準にCが1つでも含まれる。
総合評価:	A (優良) = 自己評価、所管評価の《総括》にCが含まれず、かつAが4つ以上ある。
	B (良好) = 優良、要改善以外の評価
	C (要改善) = 自己評価、所管評価の《総括》にCが2つ以上含まれる。

平成25年度 公益財団法人宝塚市文化財団 組織図

平成25年4月1日現在

再任用市職員	2名
正規職員	9名
嘱託職員	1名
契約職員	3名
臨時職員	10名
合計	25名



議案第138号「公の施設の指定管理者の指定について」に対する附帯決議

宝塚市立文化施設における指定管理者の選定については、宝塚市の芸術文化振興を担う重要な役割を果たす必要が求められることは理解するところであるが、今回は、公募によることなく、選定をしたものである。

本来、指定管理者制度を導入する意義は、民間によるノウハウを活用し、効率的な運営を期待するものであり、文化施設ではあるが、そのメリットを受けられるようにする必要がある。

- 1 市は、次回の指定管理者選定時には、公募による選定を行うことを検討すべきである。
- 2 毎年度の協定の締結時には、効率的な運営ができるよう予算管理に十分留意すること。
- 3 市は、財団法人宝塚市文化振興財団が設立された本来の目的と役割を担えるように指導すること。

以上決議する。

宝塚市立文化施設・宝塚文化創造館

指定管理者募集要項

平成25年(2013年)7月

宝塚市

1 指定管理者の募集

宝塚市は、市民の芸術及び文化の向上に寄与するため設置する宝塚市立文化施設（以下「文化施設」という。）及び宝塚音楽学校旧校舎を歴史的建造物として保存し、宝塚歌劇が生み出した文化を礎とする舞台芸術を中心とした新たな文化活動の振興並びに新たな魅力づくりによる集客及び交流を図るため設置する宝塚市立宝塚文化創造館（宝塚音楽学校旧校舎）（以下「文化創造館」という。）を指定管理者制度により管理・運営しています。

文化施設（ベガ・ホール、ソリオホール）については平成18年(2006年)4月から、文化創造館については平成23年(2011年)4月から指定管理者制度を導入いたしました。これらの施設についての現在の指定期間が平成26年(2014年)3月末をもって満了しますので、宝塚市立文化施設条例（以下「文化施設条例」という。）及び宝塚市立宝塚文化創造館（宝塚音楽学校旧校舎）条例（以下「創造館条例」という。）に基づき、地方自治法第244条の2第3項の規定による施設の管理に関する業務を行う指定管理者を以下の要領で募集します。

2 管理・運営対象施設の概要

(1) 宝塚市立文化施設ベガ・ホール

ア 所在地

宝塚市清荒神1丁目2番18号

イ 建物概要

- | | | |
|-----------|-------------------------------|--------------------------------|
| (ア) 構造 | 鉄筋コンクリート造 | 地上3階地下1階建 |
| (イ) 敷地面積 | 2258.97㎡ | |
| (ウ) 建築延面積 | 1902.46㎡ | |
| | ただし、喫茶部分は除く。 | |
| (エ) ホール | 客席 固定席372席 | |
| | 舞台 間口18m、奥行7.5m、面積=112㎡ | |
| | 舞台横控室15㎡、ホワイエ186㎡ | |
| (オ) 会議室 | 小会議室（定員7人） 2室26㎡ | |
| | 中会議室（定員30人） 1室81㎡ | |
| | 大会議室（ピアノ有り） 1室99㎡ | |
| (カ) 事務室 | 約55㎡ | |
| (キ) 駐車場 | 10台（敷地内） | |
| | 13台（清荒神1丁目243番地及び371番地の1）（借地） | |
| (ク) 付帯設備 | a パイプオルガン | スイスクーン社製
24ストップ パイプ本数1,468本 |
| | b ピアノ4台 | スタンウェイ2台 ヤマハ1台
ベーゼンドルファー1台 |

ウ 開館年月日

昭和55年8月21日

エ 開館時間

午前9時から午後10時まで

ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、

開館時間を変更することができます。

オ 休館日

休館日については、水曜日とします。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、休館日を変更し、若しくは臨時に休館日を設定、又は休館日に開館することができます。

(2) 宝塚市立文化施設ソリオホール

ア 所在地

宝塚市栄町2丁目1番1号(ソリオ1の3階)

イ 建物概要

(ア) 構造	鉄骨鉄筋コンクリート造
(イ) 延べ床面積	3249.27㎡
(ウ) 多目的ホール	約380㎡ (15.2m×25m) 通常 約300席 親子室 9席 舞台は昇降式で6分割可能 後部客席も昇降式 床面をフラットにして使用も可能 楽屋 2室(18㎡、11㎡)、シャワー室 1室
(エ) 会議室	301 約70㎡(30人) 和室(10畳) 水屋や炉を備えています。
	302 約20㎡
	303 約35㎡
	304、305 約190㎡(レッスン室) フローリング床に3方鏡張り レッスンバーを備えています。 アップライトピアノ、マイク設備有り
	306 約55㎡(20人) ビニールタイル張り
	307 約60㎡(30人) タイルカーペット張りで防音仕様 アップライトピアノ有り
	会議室1 約65㎡
	会議室2 約35㎡

ウ 開館年月日

平成5年4月15日

エ 開館時間

午前9時から午後10時まで

ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、開館時間を変更することができます。

オ 休館日

休館日については、木曜日とします。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、休館日を変更し、若しくは臨時に休館日を設定、又は休館日に開館することができます。

(3) 宝塚市立宝塚文化創造館(宝塚音楽学校旧校舎)

ア 所在地

宝塚市武庫川町6番12号

イ 建物概要

- | | | |
|------------|-------------|---------------|
| (ア) 構造 | 鉄骨鉄筋コンクリート造 | 3階建 |
| (イ) 床面積 | 約1281.69㎡ | |
| (ウ) 管理敷地面積 | 約2043.96㎡ | |
| (エ) ホール | 268.7㎡ | 定員180人 |
| | 楽屋 | 2室 |
| (オ) 会議室 | バレエ教室 | 150㎡ (35人) |
| | クッションフロア | |
| | 日舞教室 | 76㎡ (18人) |
| | 板張り | |
| (カ) 展示室 | 約262.6㎡ | 通称「すみれミュージアム」 |
| (キ) 駐車場 | 28台 | (敷地内) |

ウ 開館年月日

平成21年4月25日

エ 開館時間

午前9時から午後10時までの時間の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て上記イの(エ)から(キ)に規定する施設ごとに定めます。

ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、開館時間を変更することができます。

オ 休館日

休館日については、毎月5日以内の日数を設けるものとし、指定管理者が市長の承認を得て定めます。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、休館日を変更し、若しくは臨時に休館日を設け、又は休館日に開館することができます。

3 管理運営の基本的な考え方

指定管理者は、文化施設・文化創造館の管理運営にあたり、関係法令等を遵守するとともに次に掲げる事項に沿って行わなければなりません。

- (1) 文化施設ベガ・ホール及びソリオホールは、宝塚市民の芸術及び文化の向上を図るための施設であり、文化施設条例に規定する基本理念に基づき管理運営を行うこと
- (2) 文化創造館は、宝塚歌劇が生み出した文化を礎とする舞台芸術を中心とした新たな文化活動の振興並びに新たな魅力づくりによる集客及び交流を図るための施設であり、創造館条例に規定する基本理念に基づき管理運営を行うこと
- (3) 利用者の意見や要望を可能な限り管理運営に反映させること
- (4) 効果的かつ効率的な管理運営を行い、経費の節減に努めること
- (5) 個人情報の適切な管理を行うこと
- (6) 公の施設として、公平な運営を行うこと

4 指定管理者が行う業務

文化施設条例第19条及び創造館条例第19条に規定する業務を行うものとします。詳

細は、別紙「宝塚市立文化施設・宝塚文化創造館指定管理者が行う業務の概要」のとおりです。

なお、管理運営業務の全部を第三者に委託し又は請け負わせることはできません。ただし、業務の一部については、専門の事業者に委託することができます。

5 指定管理者の体制

指定管理者が行う業務を適正に実施するために、次に掲げる適正な職員体制を組むこと。

- (1) 総括責任者を配置すること
- (2) 防火管理者など、法律で定められた有資格者を配置すること
- (3) 適宜、職員に対し研修を実施し、管理運営に必要な知識や技術の習得、向上に努めること

6 指定期間

平成26年(2014年)4月1日から平成31年(2019年)3月31日までの5年間を予定。
※指定期間は議会の議決事項であるため、指定管理者指定の議決のときに、指定期間も確定します。

7 指定管理料等

指定管理者は、次に掲げる利用料金等及び宝塚市が支払う指定管理料により、管理運営を行うこととなります。

(1) 利用料金等

文化施設条例第10条及び創造館条例第10条に規定のとおり、施設利用料は地方自治法第244条の2第8項の規定に基づく利用料金制を採用しますので、利用者から支払われた利用料金は指定管理者の収入となります。

また、市民が実施する文化施設及び文化創造館の利用に支障のない範囲で市民が芸術・文化に触れる機会を提供することができるよう企画し自らの収入にすることができます。

(2) 指定管理料

管理運営にかかる経費については、宝塚市が必要と認める管理運営経費に相当する金額を指定管理者に対し指定管理料として支払います。平成26年度(2014年度)に宝塚市が支払う指定管理料の額は、214,384,000円を上限として、予算で定める範囲内で年度毎に締結する協定書で定めます。平成27年度(2015年度)以降は収支決算状況をもとに、指定管理料を見直します。

宝塚市が支払う指定管理料の額は、予算で定める範囲内で年度毎に締結する協定書において定めます。

※収支計画の総事業費については、上記(1)利用料金等と(2)指定管理料を合わせた額を見込むこと。ただし、消費税率は現行の5%で算定してください。

※なお、原則として、指定管理料の増額は行いませんので、事業計画及び収支計画立案の際は注意すること。

(3) 会計年度区分等

経理は会計年度（4月1日から翌年3月31日）で区分すること。
なお、指定管理料の支払時期については、協定締結時に別途協議します。

8 応募資格等

(1) 応募資格（次の条件を満たす場合に限ります。）

ア 芸術文化振興に熱意を有し、指定期間中、文化施設及び文化創造館の管理運営を円滑かつ安定して実施できる能力を有する法人その他団体（以下「法人等」という。）とします。団体の場合、法人格は必ずしも必要ではありません。

※個人が応募することはできません。

イ 法人等又は法人等の代表者が、次の項目に該当する場合は応募者となることができません。

(ア) 法律行為を行う能力を有しないもの

(イ) 破産者で復権を得ないもの

(ウ) 地方自治法施行令第167条の4第2項（同令第167条の11第1項の規定において準用される場合を含む。）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されているもの

(エ) 本市が行う建設工事等の請負又は物品の購入もしくは製造の請負の指名競争入札について指名停止措置を受けているもの

(オ) 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがあるもの

(カ) 会社更生法、民事再生法等の規定により更正又は再生の手続きをしているもの

(キ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成員の構成員を含む。）もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しないものの統制下にある団体

(ク) 政治団体（政治資金規正法第3条第1項に規定する政治団体及びこれに類する団体）

(ケ) 宗教団体（宗教法人法第2条に規定する宗教団体及びこれに類する団体）

(コ) 市町村民税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納しているもの

(サ) 宝塚市立文化施設・宝塚文化創造館指定管理者選定委員会委員が経営又は運営に直接関与している法人等

(2) 応募条件

指定管理者に応募しようとするものは、地方自治法や宝塚市条例等の関係法令の規定を遵守するとともに、次のア、イのいずれの条件も満たすこと。

ア 文化施設及び文化創造館利用者の平等な利用を確保する能力を有すること

イ 文化施設及び文化創造館の管理運営を円滑かつ安定して実施できる能力を有すること

(3) 留意事項

ア 応募しようとするものは、申請書類の提出をもって本募集要項の記載内容を承諾したものとみなします。

イ 文化施設及び文化創造館の運営のため、新たに法人等を設立する場合は、応募時に設立していなくても、その名称等を使用して申請できることとしますが、宝塚市議会における指定管理者の指定の議案提出（平成25年(2013年)11月の予定）までに、法人登記事項証明書又は法務局登記官の受領書を提出してください。

9 応募の手続き

(1) 提出書類

法人等の団体であって、指定管理者の指定を受けようとするものは（以下「応募者」という。）は、次に掲げる書類を提出すること。

なお、書類の作成に際しては、別添の「宝塚市立文化施設・宝塚文化創造館指定管理者申請様式集」を参考としてください。

ア 宝塚市立文化施設・宝塚文化創造館指定管理者指定申請書（様式第1号）

イ 指定予定期間に属する各年度（平成26年度(2014年度)～30年度(2018年度)）の文化施設及び文化創造館の管理にかかる事業計画書及び収支予算書（事業計画書については、平成26年度(2014年度)のみの提出で可としますが、その場合、平成27年度(2015年度)以降の事業計画が平成26年度(2014年度)と同一である旨を明示してください。）

ウ 定款又は寄付行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）

エ 指定申請をしようとする日の属する事業年度（平成25年度(2013年度)）を起点とする過去3年間（平成22年度(2010年度)から平成24年度(2012年度)）における財産目録又は貸借対照表及び収支計算書又は損益計算書、指定申請しようとする日の属する事業年度（平成25年度(2013年度)）に設立された法人その他の団体にあつては、設立時における財産目録又は、これらの書類に相当する書類

オ 指定申請をしようとする日の属する事業年度（平成25年度(2013年度)）又は翌事業年度（平成26年度(2014年度)）における法人その他の団体の事業計画書及び収支予算書

カ 役員名簿（法人以外の団体にあつては、これに相当するもの）

キ 法人にあつては、指定申請をしようとする日の属する事業年度（平成25年度(2013年度)）を起点とする過去3年間の次の書類
市町村民税納税証明書、法人税納税証明書、消費税納税証明書、地方消費税納税証明書

ク 法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類（組織図等運営の状況が分かるもの）

ケ 募集要項8の(1)のイの(ア)及び(イ)に該当しない旨の申立書

コ 募集要項8の(1)のイの(ウ)から(ケ)に該当しない旨の申立書及びそれらについての照会に関する同意書

サ 印鑑証明書（法人以外の団体にあつては、代表者の印鑑証明書）

(2) 提出部数

正本1部及び副本1部（副本は複写可能とし、全てA4サイズに調製してください）

(3) 提出期間

平成25年(2013年)7月31日(水)までの午前9時から午後5時30分までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日は受け付けしません。

(4) 提出方法

宝塚市役所 産業文化部 宝のまち創造室 国際文化課まで持参すること。

(5) 提出書類の著作権、情報公開

ア 応募者が提出した書類（以下「申請書類」という。）の著作権は、応募者に帰属し

ます。ただし、宝塚市は指定管理者の公表等必要な場合は、申請書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。また、申請書類は、理由の如何を問わず返却しません。

イ 申請書類は、情報公開の請求により開示することがあります。(但し、個人情報にかかると見られる部分は除く。)

ウ 申請内容に特許権、商標権、その他法令に基づいて保護される第三者の権利を用いる事項があり、これらを用いた結果生じる責任は全て応募者が負うものとします。

(6) 応募にあたっての留意事項

ア 提出期間終了後の申請書類の再提出及び差し替えは、原則として認めません。

イ 応募者一団体に付き、申請は1回のみとします。また、複数の事業計画書を提出することはできません。

ウ 書類審査前に、書類の不足・不備の補完、内容不明点の回答、また、必要に応じ追加資料の提出をお願いすることがあります。

(7) 申請書等の配布

ア 配布期間 平成25年(2013年)7月1日(月)から

イ 配布場所 宝塚市役所 産業文化部 宝のまち創造室 国際文化課

※申請書等は、市ホームページからもダウンロードできます。

10 対象施設の視察・見学会の開催等

施設の視察・見学会を次のとおり行います。応募するにあたり、必ず参加してください。参加者は各応募者で2人以内とします。

(1) 開催日時 平成25年(2013年)7月11日(木) 午後1時から

(2) 開催場所

ア 宝塚市立文化施設ベガ・ホール(阪急清荒神駅南へ徒歩すぐ)

イ 宝塚市立文化施設ソリオホール(JR・阪急宝塚駅すぐ/ソリオ1 3階)

ウ 宝塚市立宝塚文化創造館(宝塚音楽学校旧校舎)(阪急宝塚南口駅北へ徒歩10分)

※ベガ・ホールに集合下さい。その後、各施設に順次各自で移動していただきます。

また、駐車場を利用及び文化創造館展示室に入場される場合は、有料となりますのでご了承下さい。

(3) 連絡先 宝塚市役所 産業文化部 宝のまち創造室 国際文化課

TEL 0797-77-2009

FAX 0797-77-2171

※平成25年(2013年)7月9日(火) 午後5時までに参加者氏名をご連絡下さい。期限を過ぎた場合は受付できません。

(4) 質問事項

質問がある場合は、質問書(参考様式)をFAX又は電子メールで国際文化課に提出してください。電話や面談による質問は受け付けません。

ア 質問の受付は、次のとおり行います。期限を過ぎた場合は受付できません。

平成25年(2013年)7月12日(金)～16日(火) 午後5時まで

イ 質問に対する回答

応募者名等の個人情報に配慮した上で、下記のとおり市ホームページ上で回答します。

回答開始 平成25年(2013年)7月23日(火) 午前10時以降

ウ 質問が受け付けられたか否かの確認は、各応募者の責任で行ってください。通信上

- のトラブル等による不受理に関しては一切の責任を負いません。
- エ 候補者の選定後に本要項等関連書類の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできません。

1.1 指定管理者の選定方法及び基準

(1) 選定方法

- ア 宝塚市立文化施設・宝塚文化創造館指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において書類審査及びプレゼンテーションによる審査により指定管理者の候補者を選定します。ただし、審査の結果、今回の応募者から候補者を選定しない場合もあります。
- イ 選定委員会は文化施設条例第18条第3項及び創造館条例第18条第3項に規定する次の基準等を基本に、別に定める審査基準に基づき適正に審査します。
- (ア) 文化施設及び文化創造館の設置目的が達成されるものであること。
 - (イ) 利用対象者の平等な利用を確保できるものであること。
 - (ウ) 事業計画等の内容が文化施設及び文化創造館の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。
 - (エ) 文化施設及び文化創造館の管理を安定して行う能力を有していること。
 - (オ) その他施設の特殊性等
- ※ 審査にあたっては、単なる施設の管理運営に関する評価だけではなく、本市の文化振興に寄与する事業の提案内容についても評価の対象となることを十分に理解した上で、事業計画書を作成すること。

(2) 選定結果

結果については応募者に通知します。

(3) 選定対象の除外

応募者が次の要件に該当する場合、選定対象から除外します。

- ア 申請書類提出期間に所定の書類が整わなかった場合
- イ 申請書類に虚偽又は不正があった場合
- ウ 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- エ この募集要項に違反し又は著しく逸脱した場合
- オ その他不正な行為があった場合

1.2 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、宝塚市議会の議決が必要です。1.1で選定した候補者を指定管理者に指定する議案を議会に提案し、議決されれば、市長が指定管理者の候補者に対して指定の可否の通知を行うとともに、その旨を告示します。

(2) 協定の締結

宝塚市と指定管理者は、業務の内容及び管理の基準に関する細目的事項等について、申請時に提出した事業計画に基づいて協議の上、協定を締結します。

なお、協定は「基本協定」と「年度協定」を締結します。

ア 基本協定

指定期間を通しての基本的事項に関する協定です。

イ 年度協定

年度ごとの業務に係る事項を定める協定です。

(3) 協定の主な内容

ア 基本協定

- (ア) 業務に関する基本的な事項
- (イ) 利用料金に関する事項
- (ウ) 市が支払うべき管理運営経費に関する基本的な事項
- (エ) 管理運営業務を行うにあたって保有する個人情報の保護に関する事項
- (オ) 事業報告・業務報告に関する事項
- (カ) 指定の取消し及び管理運営業務の停止に関する事項
- (キ) 指定期間に関する事項
- (ク) リスクの管理・責任分担に関する事項
- (ケ) その他

イ 年度協定

- (ア) 当該年度の業務内容に関する事項
- (イ) 当該年度に市が支払うべき管理運営経費に関する事項
- (ウ) その他

(4) その他

- ア 協定で定めた事項については、基本的に改定は行いません。ただし、特別の事情があるときは、協議のうえ、協定の改定をすることができるものとします。
- イ 協定締結後、指定管理者は、平成26年(2014年)4月1日から管理運営業務が行えるよう諸準備を進めてください。

1.3 事業開始前に管理の実施が困難になった場合における措置に関する事項

指定管理者の業務開始前までの期間に、指定管理者の候補者として選定された者又は指定管理者（以下「指定管理者等」という。）が、次の事項のいずれかに該当した場合は、指定管理者の候補者としての決定又は指定管理者の指定を取り消すこととします。

- (1) 宝塚市議会において指定にかかる議案が否決されたとき
- (2) 指定管理者等が倒産し、若しくは解散したとき又は社会的に非難される事件を起こしたとき
- (3) 資金事情の悪化等により、業務の履行が確実にないと認められるとき
- (4) 指定管理者等が提出した書類に虚偽の記載があることが判明したとき
- (5) 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき
- (6) この募集要項に定める応募資格を失ったとき又は応募資格がないことが判明したとき
- (7) その他指定管理者に指定することが不可能となったとき又は著しく不適当と認められる事情が生じたとき

1.4 実績評価

宝塚市は、指定期間中に市指定管理者モニタリングマニュアル等に基づき、管理運営

の実績評価を実施します。

なお、実績評価の実施にあたり、宝塚市は知識経験者等からなる外部委員会を設置する場合があります。詳細は、別紙「宝塚市立文化施設・宝塚文化創造館指定管理者が行う業務の概要」のとおりです。

1.5 その他

(1) 応募等に係る経費

指定管理者の応募から、業務の開始（平成26年(2014年)4月1日）までの間にかかる必要経費は、応募者が負担することとします。

(2) 協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合の措置

宝塚市と指定管理者は誠意をもって協議するものとします。ただし、協議が定まらない場合は、宝塚市が決定するものとします。

(3) スケジュールは、概ね下記のとおりです。

平成25年(2013年) 7月 1日	・募集要項の配布
平成25年(2013年) 7月11日	・見学会の開催
平成25年(2013年) 7月31日	・申請の受付締切
平成25年(2013年) 8月以降	・書類審査 ・選定委員会（応募者プレゼンテーション）の開催
平成25年(2013年) 10月下旬	・選定結果の通知
平成25年(2013年) 12月下旬	・市議会における指定管理者の指定の議決 ・指定管理者指定の告示
平成26年(2014年) 1月以降	・管理運営の準備、協定書の内容協議
平成26年(2014年) 3月下旬	・協定書の締結
平成26年(2014年) 4月 1日	・指定管理者による管理運営の開始

(4) ネーミングライツ（命名権）について

対象施設におけるネーミングライツ（命名権）付与に関する権利は宝塚市が所有するものとします。

1.5 問い合わせ先

〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号 宝塚市役所2階
宝塚市 産業文化部 宝のまち創造室 国際文化課
電話 0797-77-2009 fax 0797-77-2171
電子メール m-takarazuka0271@city.takarazuka.lg.jp

